

1 趣旨

市では、第5次総合計画における将来像「ときめきと みどりあふれる 快活都市」の実現を下支えし、次世代を担う子どもたちに「健全なままの白井市」を引き継ぐため、行財政分野の基幹計画として「白井市行政経営指針」を定め、行政経営改革に取り組んでいます。

この行政経営指針に基づき、総合計画の実現に向けて、施策や事務事業の推進状況等を評価し、未来につなげる改革を実行に移すため、市独自の行政評価システムを構築しています。

【参考】行政経営指針 基本方針2 自立した行財政運営（抜粋）

6. 評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

限られた資源を有効に活用するためには、施策や事務事業の必要性、目的、事業主体、コスト、成果などを総合的に検証し、よりよい方向に改善していくための行政評価システムの導入が必要です。

行政評価は、短期的視点だけでなく、中長期的視点を持って、それぞれの目的と役割を明らかにした上で実施することが大切です。

また、社会経済情勢などの変化、市民の価値観やライフスタイルの多様化などにより、市民ニーズは多種多様化し、行政サービスに求められる提供範囲は広がっています。

これから限られた財源の中で、市民にとって必要な行政サービスを提供し、充実を図っていくためには、適正な評価に基づき、その行政サービスが、本当に市民が豊かになるためのものになっているのか精査する必要があります。

そこで市では、次のとおり取り組みます。

- ①第5次総合計画の戦略事業を対象に、最少の経費で最大の効果が得られるための評価を行います。
- ②評価にあたっては、評価対象に応じて、外部評価と内部評価を取り入れます。
- ③評価することを目的とすることなく、評価することが改善の手段となるような行政評価にします。
- ④市民ニーズを把握し、市民の立場になって、その行政サービスが市民にとって本当に必要であるかどうかを考え、精査します。
- ⑤行政サービスを精査した結果、市民にとって必要性の低い行政サービスについては、勇気をもってやめる判断をします。

2 市における行政評価システムの概要

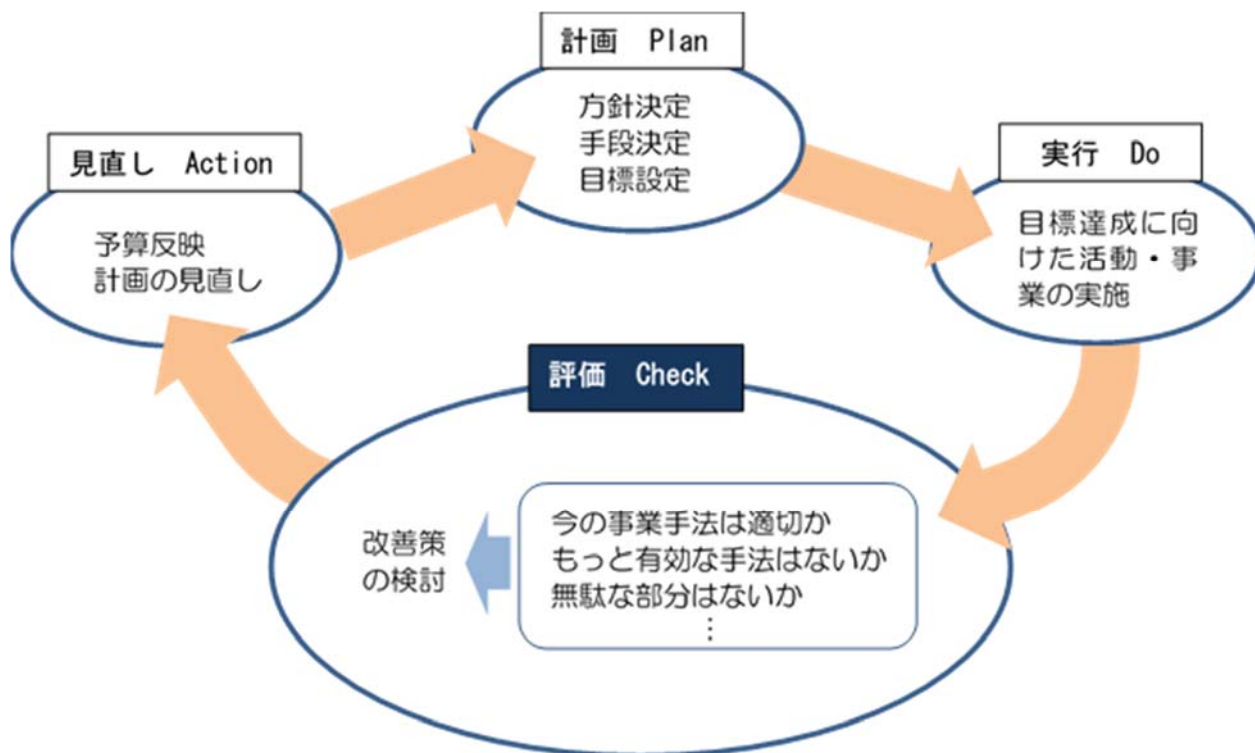
(1) 行政評価の定義

行政評価は、行政活動を統一的な視点や手段によって客観的に評価し、限られた行政資源（ヒト・モノ・カネ）を有効に活用するためのマネジメント（経営）の仕組みです。

そして、マネジメント（経営）とは、今の事業手法は適切なのか、もっと有効な手法はないか、無駄な部分がないかを常に検討し、事務事業のスクラップ（廃止）・リセット（ゼロベースから見直し）や事業手法の転換など継続的な改善を図っていくことです。

このように、行政評価は、評価することが目的ではなく、あくまでも改善に向けた出発点です。

図1 PDCAサイクル



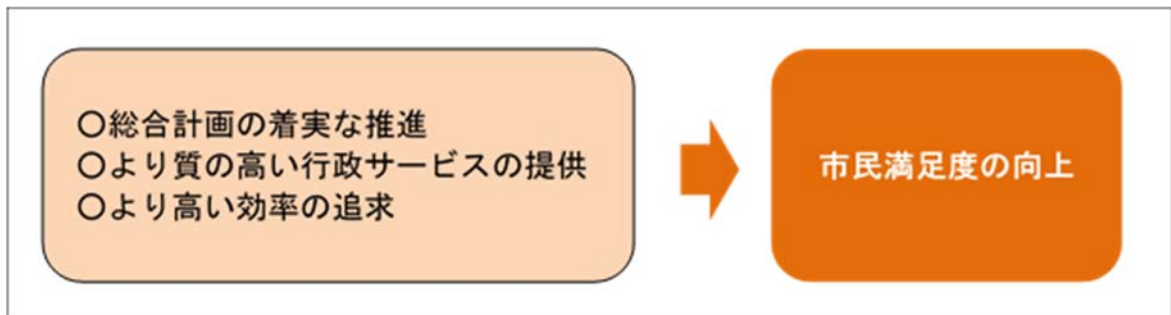
(2) 行政評価の目的

行政評価を実施する目的は、行政活動の継続的な改善を図ることにより、市民ニーズに合致した真に有効なサービス、納税者である市民が納得するサービスを提供することです。

よって、行政活動の結果、「市民生活にどのような効果をもたらしたか」、「地域社会にどれだけの便益をもたらしたか」という「市民にとっての成果」という観点から、行政活動を評価し、評価を通じて、行政活動を市民本位に変え、市民の満足度を高めていくことが大切です。

そこで、本市の行政評価は、「市民満足度の向上」を目指して、「総合計画の着実な推進」、「より質の高い行政サービスの提供」、「より高い効率の追求」を図ることを目的としています。

図2 行政評価の目的



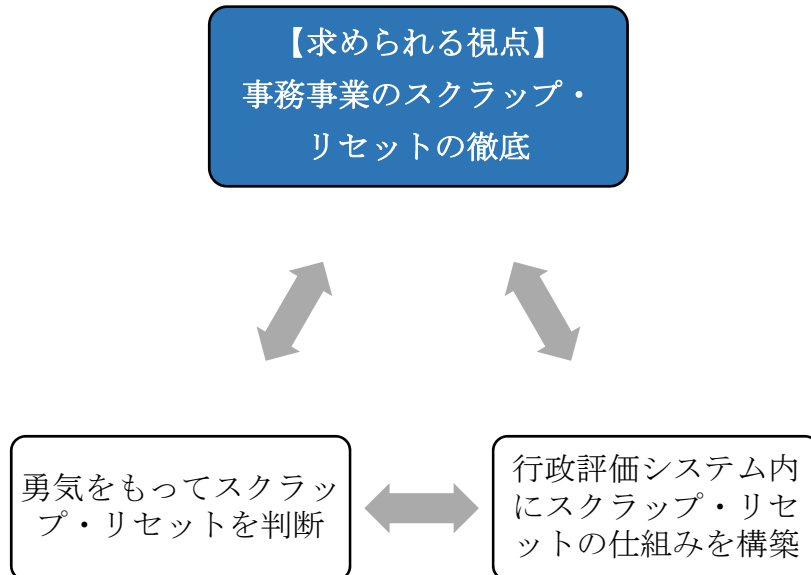
(3) これからの行政評価に求められる視点

今後の人口減少や少子化・高齢化の進展による市財政の悪化、増加しない職員数、市民ニーズの多様化等を踏まえると、最少の行政資源で最大の効果を発揮することが求められます。

このためには、今まで以上に無駄を省き、より効率的・効果的な行政運営を図ることはもちろんですが、事務事業のスクラップ・リセットを推進し、真に必要なものに行政資源を集中していくことが重要です。

そこで、これからの行政評価では、「事務事業のスクラップ・リセットの徹底」という視点を強化し、これを実現するための仕組みを構築することにより、必要性の低い事務事業等については、勇気をもってスクラップ・リセットを判断していきます。

図3 行政評価に求められる視点

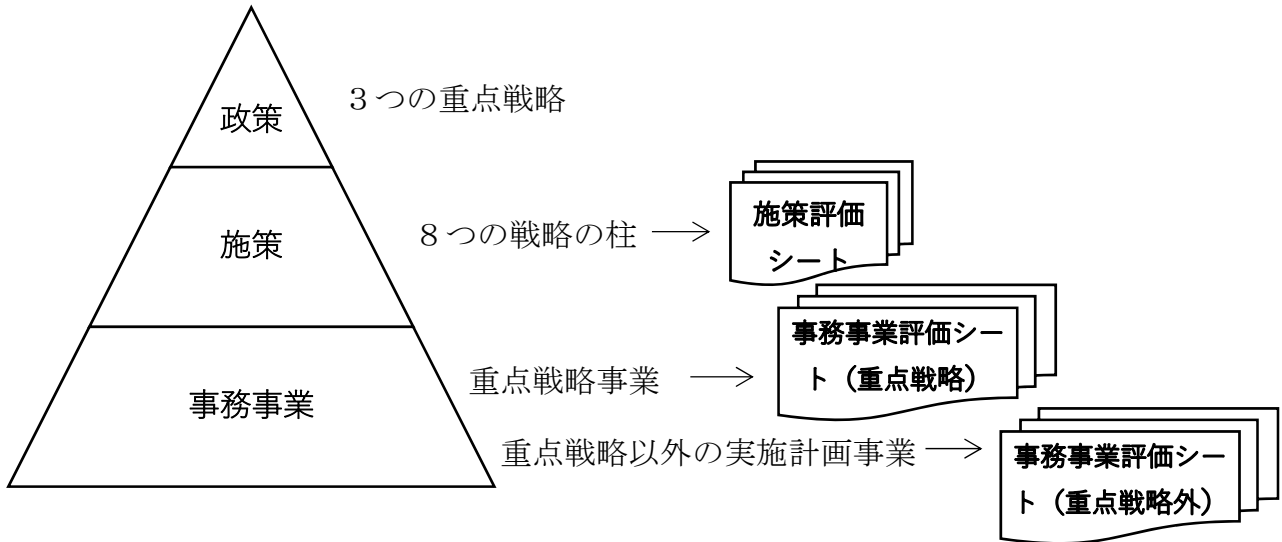


(4) 行政評価システムの構成

総合計画に掲げた政策を実現する手段である施策について評価する「施策評価」と、施策を具体的に実現する手段である事務事業について評価する「事務事業評価」で構成します。

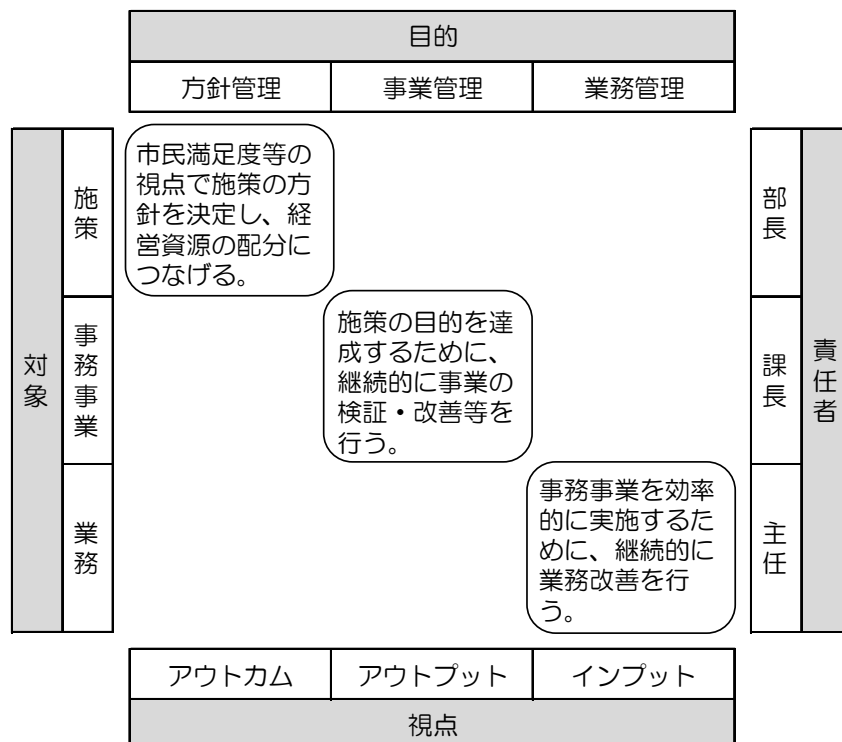
なお、事務事業評価は、重点戦略事業とそれ以外の事業でシートを区分しています。

図4 評価階層



行政評価システムが着実に機能するよう、職員の階層ごとの役割を次のとおりとしています。

図5 階層ごとの役割



(5) 施策評価について

①概要

施策目標の達成度や施策に対する市民満足度に基づき、施策の課題と方向性を評価するとともに、施策を構成する事務事業の方針（拡大・維持・縮小など）を決定する「マネジメント・ツール」

②評価手法

1次評価：主担当部長による評価

2次評価：行政評価委員会（部等長・財政課長・企画政策課長）による評価

3次評価：総合計画審議会による外部評価

③1次評価の視点

施策評価のうち1次評価の主な視点は、次のとおりです。

- ・施策の進捗状況の評価（定量的評価・定性的評価）
- ・進捗が遅れている場合は原因分析
- ・課題の洗い出し（喫緊の課題・中長期的な課題）
- ・施策及び施策を構成する事務事業の今後の方向性（短期的・中長期的なもの）

④2次評価の視点

施策評価のうち2次評価の主な視点は、次のとおりです。

視点	内容
コスト	<ul style="list-style-type: none">・コストは適切か。・コスト削減の余地はないか。
進め方	<ul style="list-style-type: none">・官民の役割分担は適切か。・市民や市民団体との協働は適切か。
成果	<ul style="list-style-type: none">・施策目標に対し、成果は上がっているか。・質の向上など、多角的な視点から見ても成果は上がっているか。・市民の満足度向上につながっているか。
効率性・妥当性・有効性	<ul style="list-style-type: none">・各取組が施策の成果につながっているか。・施策内で統合・連携すべき事務事業はないか。・施策を効率的に展開できているか。

(6) 外部評価について

①目的

- ・評価の透明性・客観性の確保
- ・市民目線による施策等の見直し
- ・評価結果の分かりやすさの確保

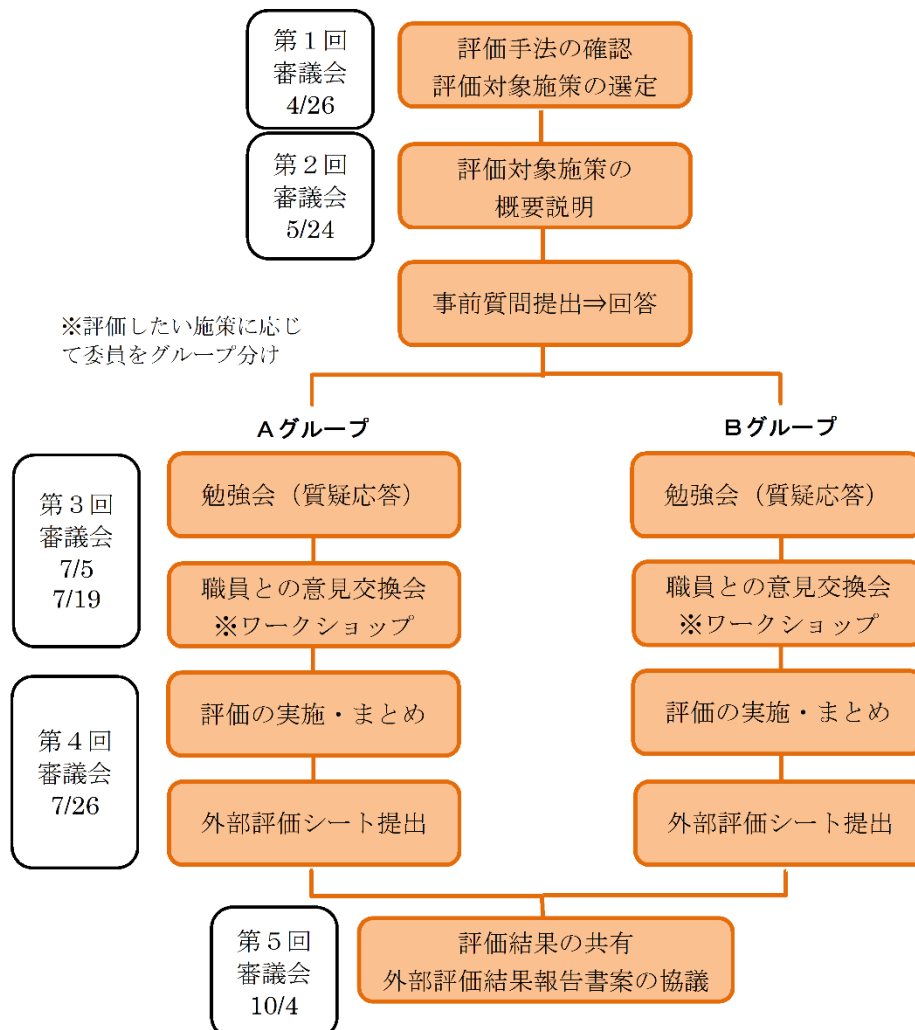
②評価の視点

- ・市民ニーズに即し、他分野や市民等と必要な連携を図っているか
- ・施策目標に対し、成果は上がっているか
- ・成果が上がっていない取組の原因や、今後の課題・問題点が的確に捉えられ、方向性は妥当となっているか
- ・市民にわかりやすい記載となっているか
- ・施策の総合評価

③評価の流れ

外部評価は、総合計画審議会において行います。

図6 外部評価のフロー（平成31年度の例）



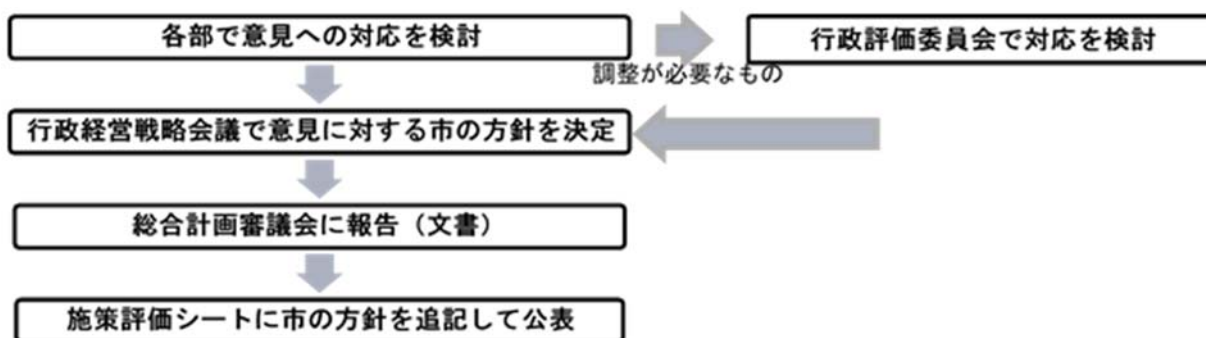
④外部評価報告書の作成・公表

総合計画審議会は、外部評価の実施結果や、外部評価制度自体に対する今後の検討課題等を取りまとめの上、報告書を作成し、公表します。

⑤外部評価意見への対応方針の決定・公表

総合計画審議会による外部評価において、改善等の意見が付された場合、当該意見に対する市の方針は、次のとおり決定します。

図7 外部評価意見への対応のフロー



(7) 事務事業評価について

①概要

事務事業の必要性、有効性、効率性を評価し、事務事業の振り返りと改善のサイクルを徹底し、事務事業をより良くするための「品質管理ツール」

②主な評価視点

事務事業評価の主な視点は、次のとおりとします。ただし、この事務事業の必要性・有効性・効率性については、事務事業の特性等により視点が異なるため、大きくソフト事業とハード事業に分類して視点を設定します。

ア 評価年度の取組

イ 事務事業の必要性・有効性・効率性の評価と課題

ウ コスト・指標分析

エ 前年度の評価内容（課題や改善策）への対応状況

オ 今後の方向性

③事務事業評価と予算編成との関連性の確保

限られた予算の中での効果的、効率的な事業の実施のため、事務事業評価結果を事業の見直し等に活用し、適切に予算編成に反映します。

④評価シート

重点戦略事業（一般事務事業用）

重点戦略事業（施設等整備事業用）

重点戦略外事業

⑤評価手法

担当課長による評価

⑥事務事業の見直し基準に基づくスクラップ等の推進

事務事業の見直し基準に基づき、事務局が一律にスクラップ・リセットや事業手法の転換を検討すべき事務事業を選定し、「要改善候補事業リスト」を作成します。

その後、リストアップされた事務事業について、各部課で改善策を検討し、行政経営戦略会議で決定します。

図8 事務事業の見直しフロー



(8) 施策評価と事務事業評価の関連

施策評価と事務事業評価の関連性や各評価の視点は、次のとおり整理できます。

図9 施策評価と事務事業評価の関連図

